

令和4年10月13日

保護者様

和歌山市立新南小学校
校長 嶋田 弘人

冬季の服装及び冬季の体操服について

清秋の候、皆様方にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育のためにご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これから寒くなる季節となります。子供たちには、健康保持のために防寒具を用意されることと思います。学校では、集団生活上の安全や節度を保つために防寒具の着用について、また、体育の時間に体が温まるまでの防寒の方法について、以下のように基本ルールを定めます。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、体調が特によくない場合などは担任とご相談ください。

記

◇ 冬季の服装

- ・教室は冷えますので、肌着を必ず着用し、室内用の上着を重ね着して温かくして下さい。
- ・教室内では、戸外用の防寒具（ジャンパー、厚手のウィンドブレーカー、コート等）は着用できません。室内用の上着をご準備ください。
- ・室内用の上着は、膝丈以上の長すぎるものや厚手のかさばるものは着用できません。
- ・マフラー、手袋、ネックウォーマーは登下校のみ着用できます。授業中・休憩時は着用できません。
- ・カイロやひざ掛け、ブランケット等を使用する際は、担任まで申し出てください。

◇ 冬季の体操服

- ・冬季の体操服としてシンプルなジャージのような生地の長袖体操服・長ズボンを着用することができます。
- ・身体が温まった場合や学習内容により、長袖体操服・長ズボンを脱いで授業を行いますので、下に通常の半袖体操服・ハーフパンツを着用させてください。
- ・色は白か黒か紺で、できるだけ無地に近いもの。フード付きのものは怪我の恐れがあるため、認めていません。
- ・着用できる期間は、11月～3月末とします。
- ・着用の有無は自由です。
- ・長袖体操服・長ズボン共に、必ず名札を付けてください。（通常の半袖体操服、ハーフパンツについている名札と同じもの）